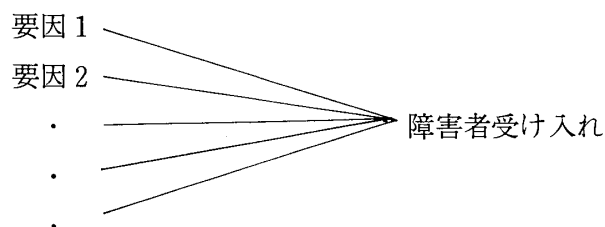


障害者受け入れに関する大学の意思決定システムと意思決定環境についての考察

都 築 一 治

1. 問題設定

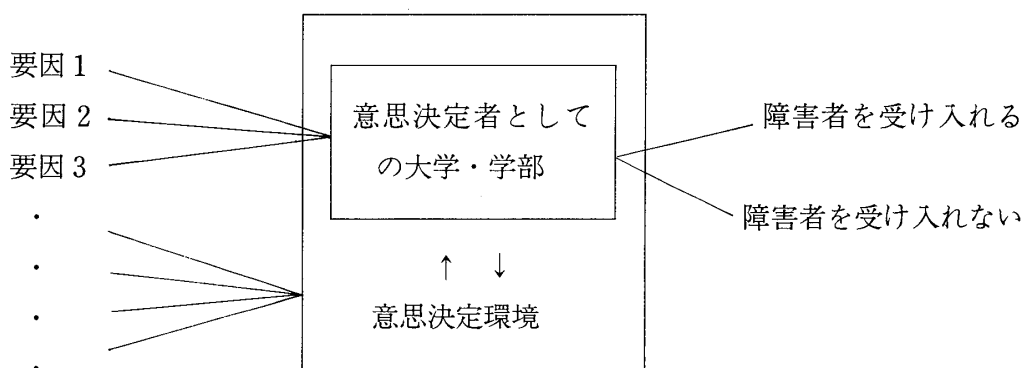
高等教育機関への障害者受け入れを考えると、われわれの多くは障害者の受け入れを促進する要因、受け入れを阻害する要因を探そうとする（下図参照）。たとえば、障害学生向けの機器・設備が整っていれば受け入れは容易になり、障害者に対する理解がないところでは受け入れは困難になる、といった関係が成立するのか否かを問題にしようとするのである。



ただし、多くの場合そうした問題設定には明示化されない仮定が常に伏在している。それは、「高等教育機関（大学・学部）が、障害者の受け入れの可否を決定する」という一見自明な仮定である。つまり、障害者受け入れを容易にしたり阻害する要因は、障害者受け入れに直接影響するのではなく、意思決定者としての大学・学部の形態、あるいはそれが置かれた意思決定環境（財政事情、既存の受け入れ準備状況、障害者に関する情報アクセスの容易さ…など）に影響を与え、その結果として受け入れの可否が左右される、と考えられる（下図参照）。

意思決定者としての大学・学部には、その形態や構造にさまざまの変異が存在し得ると考えられる。異なる形態をとる意思決定主体は異なるタイプの決定を下す可能性があるだろう。また、たとえ同一形態の意思決定主体であっても、その置かれた環境によっては異なる決定を下すこともありうる。他の条件が等しければ、財政状態の良好な大

学・学部では、障害者を受け入れ易い、といった関係があるかも知れない。諸要因は、意思決定者タイプや意思決定環境の直接の指標であったり、それらに影響を与えることによって、障害者受け入れに関係していると考えられる。例えば、国公立の違いは意思決定者の形態の差異をあらわす指標であったり、設立年度の違いは建物設備などの準備状況を左右したり、大学・学部の規模は意思決定者形態の違いをもたらすと同時に財政事情にも影響することで障害者受け入れが影響を受けると考えられるのである。



ここでは、はじめに障害者受け入れメカニズムに関して、大学・学部＝意思決定主体モデルを概念レベルで詳細に整理することを目的とする。そして、受け入れに影響を与える要因のうち意思決定者形態と意思決定環境の両方に影響を持つと考えられる大学・学部の規模を取り上げ、その効果について仮説的な検討を加える。

2. 誰が決定するのか

「大学・学部」という表現に曖昧さが含まれているのは、誰の目にも明らかだろう。主体は大学なのか学部なのだろうか。障害者受け入れの意思決定主体がどこにあるのか、その意思決定主体にとっての意思決定環境がどんなものであるかは、大学全体の構造と深く関わっていると考えられる。ここでは、はじめに暫定的に学部を意思決定主体として決定主体とその環境との関係を整理し、続いて意思決定が他のレベルで行われる場合を考慮してこれを一般化し、さらにそれらと大学・学部の規模との関係を考えることにしよう。

2. 1. 意思決定主体としての学部

日本社会の大学の多くは、大学－学部－学科－講座といった階層的な構造を持っている。ここで暫定的に学部を意思決定主体と仮定して学部を単位に大学の構造を見ると、同一大学に複数の学部が存在するか否か、一般教養・専門課程が分化しているか否かによって、大まかに次の3つのタイプに分けることができるだろう。

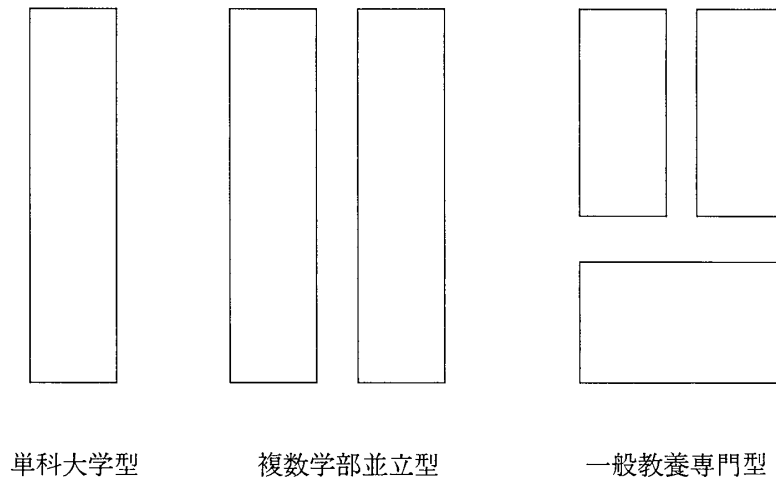


図1. 学部の構成による大学の類型

このいずれのタイプであるかによって、意思決定主体としての学部が置かれた意思決定環境も異なると考えられる。単科大学型では、学部は大学内に他の存在を持たないので比較的自由的な意思決定を行うことができると予想される。これに対して複数学部並立型では、学部間に共通の設備や備品の購入などの場面では、それぞれが他の学部の方針・意向に影響される可能性が生じる。さらに、一般教養専門型では、学生は必ず一般教養に学び、次に専門過程に進むといった経路をたどるので、一人の障害者の受け入れは一般教養と専門という異なる意思決定主体に同時に関わる事項となる。したがって他の条件が等しければ、単科大学型→複数学部並立型→一般教養専門型の順に決定場面における学部の自主性は低下する、つまり、学部を意思決定主体とみなすことが不適当になる、と考えられる。

ここでは仮に学部を意思決定主体として考えたが、さきに述べた大学—学部—学科—講座という階層構造の中で、もっとも主体的に振る舞えるのが学部であるとは限らない。大学全体のレベルに主体的な決定が行える環境があつて、学部—学科—講座はそれに従属する場合もあるだろう。また、むしろ学科が意思決定主体であつて、学部が個々の学科の意思決定の集態としての意味しか持たないという事態も想定することができる。さらに、講座の自主性が強く、障害者の受け入れに関して学科・学部・大学全体は意思決定主体としての意味を持たないといったことも考えられる。したがって、上に述べた類型は、大学全体・学部・学科・講座のいずれのレベルが意思決定において優越しているかによって、さらに細分され⁽¹⁾、加えて、講座間・学科間で、共通科目を設けているか否か、共通設備を利用しているか否か、事務部門が分離しているか否か、などによって、他の講座、他の学科との関係が意思決定主体の自主性を左右する、と考えられる。

ここでは単純に、大学全体の構造と意思決定主体としてどのレベルが優越しているかを組み合わせて意思決定者・意思決定環境の類型を整理する(表1)。

表 1. 意思決定主体・意思決定環境の類型

	大学優位型	学部優位型	学科優位型	講座優位型
単科大学型		①	②	③
複数学部並立型	④	⑤	⑥	⑦
一般教養専門型	⑧	⑨	⑩	⑪

*当然ではあるが、単科大学型では大学優位型と学部優位型を区別できない。

ここで次のような3つの仮定をおくことにしよう。

仮定1：組織規模が大きくなるほど、組織は分化する⁽²⁾。

仮定2：組織規模が大きくなるほど、より分化した組織単位が意思決定主体となる。

仮定3：大学の規模が大きくなるほど、単科大学型→複数学部並立型→一般教養専門型に移行する

この3つの仮定が同時に成立するとすれば、上にあげた11の種類のうち主要なものとしてでないものを区別することができる。

大学規模が大きくなるほど、単科大学は少なくなり、大学優位型は減少するから、⑧や⑨、④のタイプは少ないと考えられる。逆に、大学規模が小さい場合には、学科優位型や講座優位型は少ないと考えられるので、②や③、⑦のタイプは少ないと考えられる。もちろん、仮定1～仮定3は傾向を記述したものと考えるべきだから、少数派と予想されるタイプが存在しない、ということの意味しない。主要なタイプは、①⑤⑥⑩⑪などだと予想されるが、これをもう一度整理しておこう。

①大学優位－単科大学型

⑤学部優位－複数学部並立型

⑥学科優位－複数学部並立型

⑩学科優位－一般教養専門型

⑪講座優位－一般教養専門型

このうち、学部を意思決定主体とみなすことができるのは①⑤の2つである。また、①→⑤→⑥→⑩→⑪の順で意思決定環境は複雑化し、意思決定主体の自主性は低下する、と考えられる⁽³⁾。

2. 2. 障害者問題に関わる各部門間の関連

大学のどのレベルを意思決定主体として設定したとしても、さらにその内部の構造を考える必要がある。それは、日常的な業務処理を行なう事務部門、教学に関わる問題を

討議・決定する協議部門（教授会など）、さらに学部長・学長・理事会などの統括部門などの関係である。その構造いかんによって、意思決定機構の性質は大きく変異すると考えられる。図2は、この三者に障害者担当の専門委員会を加えて、いくつかの考えられる関係を示している。

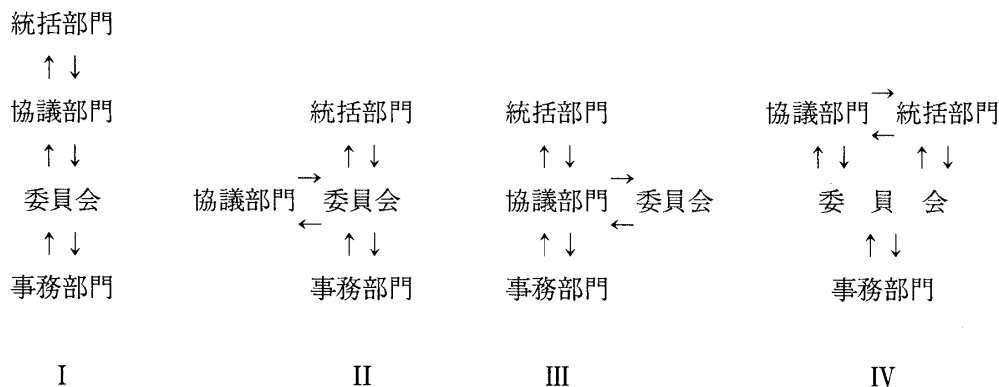
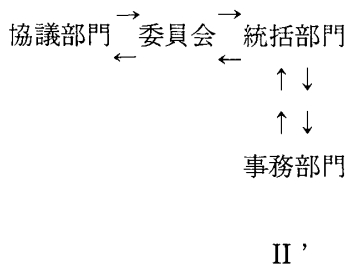


図2. 障害者問題に関わる部門の関連パターン

タイプIにおいては、重要な意思決定は統括部門・協議部門において行われ、専門委員会・事務部門は決定の遂行機関として機能する。障害学生の受け入れ事例が蓄積され、障害者受け入れがルーティン化すれば、専門委員会・事務部門レベルで事実上の意思決定が行われることになるかもしれない。

これに対してタイプIIでは、統括部門が専門委員会を通じて事務部門と結び、障害者受け入れに関わる問題に対処する。協議部門は、専門委員会と相互作用するという形で間接的にしか問題に関わらない。タイプIIの変形としては、統括部門が直接事務部門と結びついて対応にあたり、協議部門と専門委員会はそのスタッフとして関わるといった形態も考えられる（下図参照）。

タイプIIIは、統括部門・協議部門が主要な意思決定主体として機能し、専門委員会が協議部門のスタッフとして関与する形態である。タイプIVは、対応機関としての専門委員会・事務部門に、意思決定とモニタリングのための統括部門と協議部門がそれぞれ直結する形態である。



これらはいずれも論理的な可能性を記述したものであって、実際の機構にどれだけ対応するかは分からない。また、網羅的な整理でもないので、これ以外の形態も当然存在し得る、と考えられる。しかし、もしこうした類型が存在するとすれば、意思決定の一元性やスピード、大胆な意思決定のなされやすさ、問題処理の効率性などが、形態ごとに異なるとともに、どこを意思決定主体とすべきかが変わってくると予想される。

タイプIでは、四つの部門いずれもが意思決定を行い得るが、受け入れ実績の積み重ねとともに意思決定主体は委員会レベル→事務部門レベルへと落ちついてゆき、協議会レベルや統括部門レベルが積極的に関わることは少なくなっていくと考えられる。これに対してタイプIIでは、統括部門—事務部門による対応に協議部門がチェックをかける構造となっており、意思決定機能は分割されている。タイプIIIはタイプIの変形と考えることもでき、意思決定機構は統合されていて、いずれは事務部門が対応にあたることになると考えられる。タイプIVは、実質的に意思決定主体が統括部門と協議部門の2つに分裂しており、統一のとれた対応が確立し、専門委員会・事務部門に対応が委ねられることが困難な形態であると思われる。

2. 3. 意思決定機構の成長プロセス

意思決定機構の形態は、上で述べたように静態的に分化している可能性があるとともに、時系列上で分化している可能性もある。大学・学部は、それが設置されてから障害者の受け入れに関して徐々に経験を積んでいく。その過程のどこにあるかによって、異なったタイプの意思決定状況にあると考えられるからである。

大学・学部の意思決定システムは、二つのメタレベルの意思決定結果として形成されることができると考えることができる。ひとつは、障害者に対して特別の配慮の必要を認めるか否かという意思決定である。この決定に基づいて、受け入れに関する意思決定システムの整備が行なわれたり／行なわれなかったりする⁽⁴⁾。もうひとつは、対応する障害種別に制限を設けるか、原則としては設けない（完全に無制限ということはないだろう）か、という意思決定である。受け入れ障害者に制限を設けるか否かという第2のメタレベルの意思決定は、第1の意思決定がなされた後にはじめて意味を持つ。なぜなら、制限を設けるか否かは特別な配慮をすることを前提としているからである（特別な配慮をしないなら、制限する／しない、という決定は当然意味を持たない）。

二つのメタレベルの意思決定のこのような重層的な関係は、決定がなされる時間順序に直接関係づけることができる。つまり、二つの意思決定のそれぞれが行なわれたか否か、どのように行なわれたかによって、意思決定主体の意思決定システムの分化過程をモデル化することができる。これを図3に示そう。

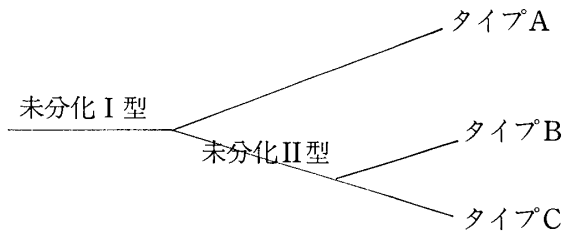


図3. 障害者受け入れ意思決定機構の分化過程モデル

図3で、時間は左から右の方向へ流れている。枝が分岐する点が2ヵ所あるが、最初の分岐が「障害者に特別の配慮をするか否か」の意思決定の点であり、上の枝が「特別の配慮をしない」を選択した意思決定主体の進む方向をあらわし、下の枝が「特別の配慮をする」を選択した意思決定主体の進む方向をあらわしている。下の枝はさらに2つに分岐している。この分岐が「受け入れ障害種別を制限するか否か」の意思決定の点をあらわし、上の枝が「制限する」を選択した意思決定主体の進む方向をあらわし、下の枝が「原則として制限しない」を選択した意思決定主体の進む方向をあらわしている。

この2つの分岐によって、大学・学部の意思決定システムは全部で3つのタイプに分かれ、ここではそれぞれ、タイプA、タイプB、タイプCとあらわしている。また、第1のメタレベルの意思決定をする前の状態にある大学・学部、第2のメタレベルの意思決定をする前の大学・学部、といったものを想定することができるので、これらを未分化I型、未分化II型とあらわしている。各類型は次のように整理することができる。

未分化I型

障害者に対してどのような対応をとるべきかの意思決定がなされていない。障害者から受験希望があったり、特別の配慮を求められたときには、その個別事例に即して、事務レベル、委員会レベル、教授会レベルなどさまざまなレベルで意思決定がなされ、対応が協議される。

未分化II型

障害者に対して特別の配慮の必要を認めた上で、障害種別・程度による制限を決定途上にある。大学・学部の性格や既存の受入態勢、財政事情などに照らして、受け入れ可能な障害者の範囲を模索しつつある。比較的軽度の障害者への対応はルーティン化されつつあるが、重度の障害者の受け入れは、各部署に計って個別の意思決定を必要とする。

障害者受け入れを進める多くの大学では、「障害学生問題特別委員会」「障害者問題委員会」「障害学生委員会」などの名称で教職員の協議会が設立されるが、それはこの段階にあたるのかも知れない。

タイプA

障害者に対する特別の措置・配慮を行わない、という意思決定を前提とする。健常者と同一条件のもとで、障害者自身が学園生活に支障がないと判断した場合に受け入れの可能性が生じるが、大学・学部は障害者を配慮の対象として認知しないので、受け入れ環境は整備されない。

タイプB

障害種別・程度による制限を決定し、これを前提として形成される。多くは、比較的重度の障害の中に受け入れ可能なものとそうでないものとの線引きがなされる。とくに、重度の視覚障害には点字に関わる特別な配慮が必要なので、(結果的に)受け入れない、とされることがある。

タイプC

原則としてすべての障害者を受け入れる。受け入れ事例の少ない段階では、異なる障害種別・程度に応じた受け入れのための意思決定を必要とするが、前例の積み重ねによって、徐々に新たな意思決定を必要としなくなる。

時間経過にともなって、一般に大学・学部はその規模を増大させると考えられるから、上の分岐過程と規模増大過程をある程度重ね合わせることができるだろう。設立間もない規模の小さな大学・学部では、未分化I型やタイプA、未分化II型が多く、時間経過にともなってタイプB、タイプCの順に分化していく、といった具合である。この分岐過程のいずれを進むかによって、設備・備品、人員配置などが左右されると考えられるので、分岐は意思決定そのもののあり方と同時に、意思決定環境を規定すると想定することもできるだろう。

3. 意思決定主体と意思決定環境

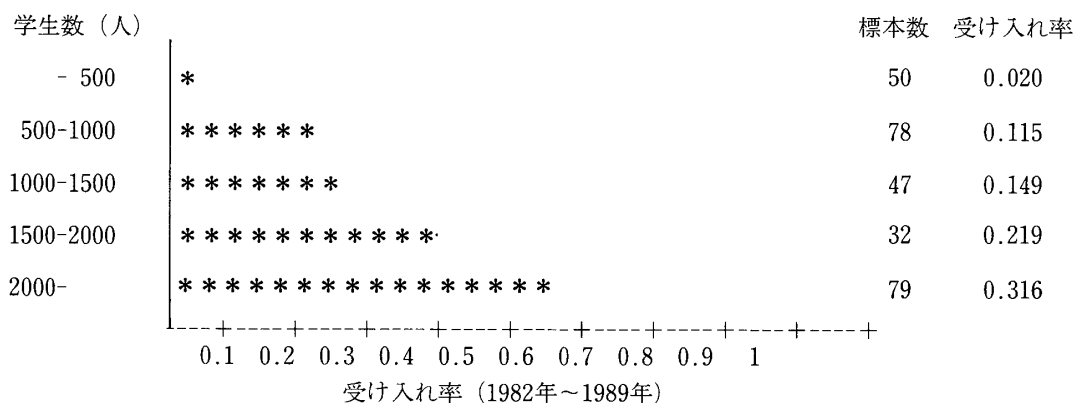
これまでいくつかの側面から、意思決定主体としての大学・学部を類型化し、意思決定環境の性質を考えてきた。諸要因はこの類型や意思決定環境に関わることで、障害者受け入れに結びつくと考えられることができる。われわれの行った1989年の郵送調査データの分析からは、受け入れの可否を大きく規定する要因として、大学・学部の規模があがってきている(天野ほか、1990:Pp.49-52)。学生数などで測定した大学・学部規模が大きくなるにつれて、障害者受け入れ率が高くなるという関係である。この関係は非常に強く、受け入れを規定すると考えられるさまざまな要因の中でも群を抜いている。

この関係を、規模が異なることによって意思決定主体の形態や意思決定環境が異なる

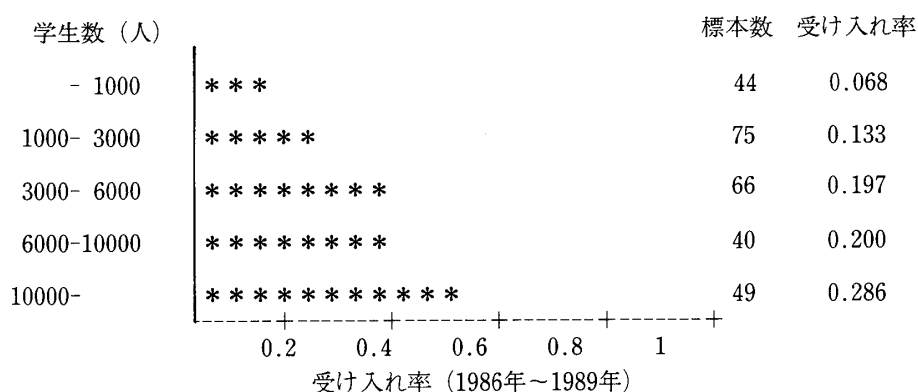
と考えてもある程度説明可能である。先にみたように、規模が大きくなることによって意思決定者の類型が変化し、異なる意思決定過程にしたがうようになるために、異なる結果（障害者を受け入れる／受け入れない）に至るのかも知れない。しかしむしろ先の考察で、規模の拡大にともなって大学・学部がより分化して、意思決定機構自体はより複雑で官僚制化し、機動的な受け入れ決定がしにくくなるとすれば、調査結果とは異なり、規模と受け入れ率とは逆相関する結果を導く。また、規模の増大にともなって、障害者向けの施設・設備・人員配置ができるだけの財政基盤が確立する、一人の障害学生に関わることのできる教職員数が多くなる、障害学生についての情報が広く収集されるようになる、など意志決定環境が改善されることで、障害者受け入れの意思決定を容易にする、といったメカニズムを考えることもできる。しかし、規模増加にともなって意思決定主体の様態が変化するとすれば、規模と受け入れ率との間の明瞭な関係は、意思決定者の類型単独や意思決定環境単独を考慮するのではなく、両者の相互作用を考慮しなければならないだろう。次に、受け入れ率に対する規模の効果を考えることで、意思決定主体と意思決定環境との組み合わせの問題を考えることにしよう。

3. 1. 規模の効果

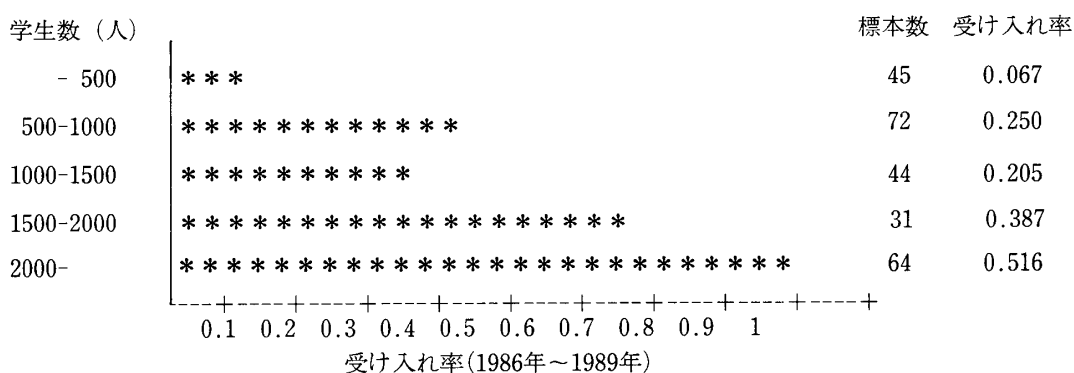
ここでは意思決定主体と意思決定環境の組み合わせの効果を検討するために、大学・学部の学生数別の障害者受け入れ率との関係がどのようなものであるのかを詳細に検討する。下に示す図4は、大学・学部の規模別に、1986年から1989年までのあいだに障害者を受け入れた学部の割合を、重度障害・軽度障害別⁶⁾にあらわしている。規模は、大学規模・学部規模の2つをとっているが、受け入れの有無は学部単位でみている。つまり、その学部自身の規模の大きさと障害者受け入れ率との関係を示すとともに、その学部が置かれた大学の規模の大きさと障害者受け入れ率との関係を示している。



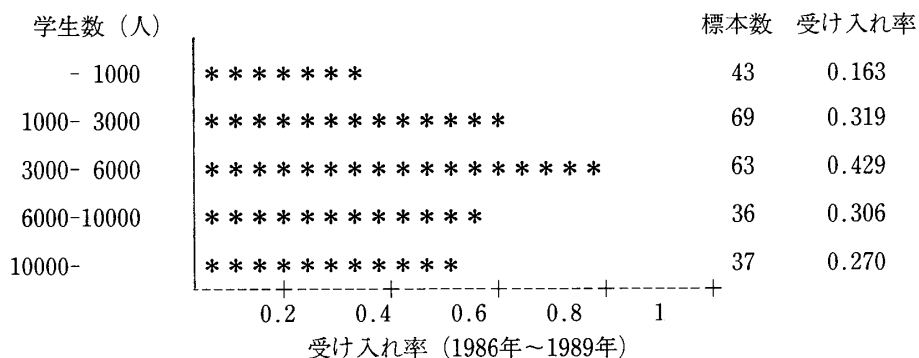
4. a. 学部規模別、重度障害者受け入れ率



4. b. 大学規模別、重度障害者受け入れ率



4. c. 学部規模別、軽度障害者受け入れ率



4. d. 大学規模別、軽度障害者受け入れ率

図4. 規模別受け入れ率の分布

ここから読み取れるのは、規模が大きくなるにつれて重度障害者の受け入れ率が単調増加している点である。これは、学部規模でみても大学規模でみても変わらない。ところが、軽度障害者の受け入れ率は、学部規模が大きくなるにつれてほぼ単調増加しているのに対して、大学規模の増加に対しては、はじめは受け入れ率は増加するが、ある規模以上になると逆に受け入れ率は減少する、といった明らかに非線形の関係を示している。また、学部規模と重度障害者受け入れ率との関係、大学規模と軽度障害者受け入れ

率との関係は明瞭な線形もしくは非線形の関係を示しているが⁶⁾、大学規模と重度障害者受け入れ率との関係、学部規模と軽度障害者受け入れ率との関係は、きれいな相関関係になっていない。

3. 2. 組み合わせの効果

上で示した分析結果をどのように解釈するかは難しい問題だが、一つの可能性として次のような考えが成り立つかも知れない。

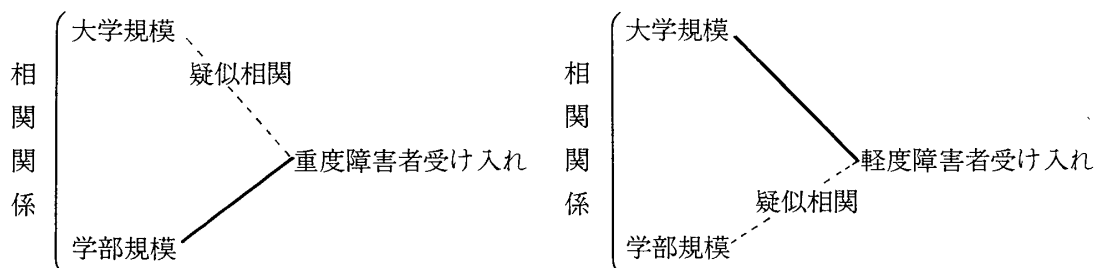
規模は連続変数であって多くのケースに共通の不連続点を想定しにくいので、受け入れ率との関係も連続的なものとなると考えられる。ところが、重度障害者受け入れと大学規模、軽度障害者受け入れと学部規模との関係はスムーズではない。したがって、より本質的な関係はスムーズな連続的な相関を示す学部規模と重度障害者受け入れ・大学規模と軽度障害者受け入れではないかと考えられる。

- ①重度障害者の受け入れは、大学規模よりも学部規模によって規定されている。
- ②軽度障害者の受け入れは、学部規模よりも大学規模によって規定されている。

重度障害者受け入れと大学規模、軽度障害者受け入れと学部規模との関係は、学部規模と大学規模が関係していることから生じた疑似相関であり、二種類の規模変数がスムーズな関係を持っていないために、受け入れ率との関係が乱れるのではないか。

- ③大学規模と重度障害者受け入れ、学部規模と軽度障害者受け入れの関係は、大学規模と学部規模がきれいに相関していないために生じている。

こうした解釈を次のような図に示すことができるだろう。太い実線が本来の規定関係を示し、点線は見かけ上の疑似相関をあらわしている。



このうち③が成り立っていることをみるために、大学規模と学部規模との関係を確認すると図5のように確かにやや乱れた線形関係をもっていることがわかる。

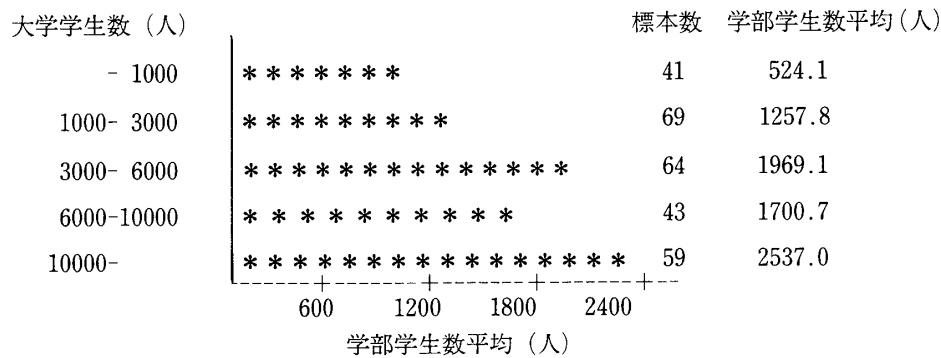


図5. 大学規模と学部規模との関係

そこで問題となるのは、①②といった解釈の根拠である。これについては、次のような仮説を立てることで答えることにしよう。

仮説1. 軽度障害学生に比べて、重度障害学生へはより個別的・高密度の対応が必要となる。個別的で密度の高い対応ができるのは、障害学生の生活により密着した大学の下位単位であり、学部もしくは学科レベルで対応の可能性が判断される。学部規模が大きくなると、財政・人員面に規模の経済が働くので、より障害者を受け入れ易くなる。

仮説2. 重度障害者に比べて、軽度障害者への対応はより一般的・低密度なものとなる。一般的・低密度の対応を行うのは、個々の学部・学科ではなく大学全体のレベルになる。大学規模が大きくなるにつれて、規模の経済が働くために障害者むけ設備・備品などが整備され受け入れが進むが、ある程度以上大きな大学では障害者受け入れに関わる意思決定機構が複雑化するとともに組織の官僚制化が進み、柔軟な意思決定ができなくなるので受け入れ率が低くなる。

この2つの仮説は、重度障害者・軽度障害者で受け入れの意思決定をする主体が学部レベル・大学全体レベルと異なることを主張するとともに、受け入れを容易にするのが学部の規模の増大にともなう規模の経済であったり、大学全体の規模の増加にともなう規模の経済であったりというように、意思決定環境の記述されるレベルが学部の範囲・大学全体の範囲というように異なるのではないかと主張している。こうした仮説がどの程度妥当するかは、さらに分析を加えなくてはならないが、これらによって観察結果が一応説明できるとしたら、意思決定主体とその環境の組み合わせを考慮することが、障害者受け入れの有無の仕組みを理解する上で一つの戦略的なポイントになるのではないだろうか。

4. 結語

以上、仮説的・試論的に高等教育機関への障害者受け入れの仕組みに関わる概念的な問題に考察を加えてきた。「受け入れの意思決定者が存在する」という漠然とした仮説からはじまり、これを教学レベルの構造、各教学レベル内の構造、さらにメタレベルの意思決定結果としての時系列上の分化、の3つの視点から整理し、そのそれぞれに意思決定環境との関係を考えてきた。これらは独立の整理となっているので、さらにその組み合わせや相互の関連について議論を展開しなければならない。また、いずれの構造も大学・学部の規模要因と結びついていることが予想された。

本稿で行なった第2の作業は、大学・学部の規模と障害者受け入れに関わるメカニズムの整理であり、とくに意思決定主体のレベルと意思決定環境の組み合わせを考慮した分析の必要を示した。第二節のなかで、意思決定主体のレベルが大学規模に応じて変化するのではないかと予想したが、第三節においてデータ分析に基づき、意思決定主体のレベルだけでなく意思決定環境との組み合わせが、受け入れの有無の決定要因となることを示唆した。

これらの考察から、いくつかの命題を導出することができる。たとえば、意思決定機構の構造が規模によって影響されているという仮定を認めるとすれば、大学・学部の規模増大にともなって意思決定主体はより分化した組織単位が担うようになり、拘束的な意思決定環境に置かれるので機動的な意思決定が難しくなってくるだろう。とくに大規模な施設・設備の整備に関わる決定は、むしろ小規模な大学・学部においてより容易である、と考えられる。しかしまた、規模増大にともなってヒエラルキカルな官僚制構造が成立し易くなるとすれば、大規模な大学・学部ほど事務部門レベル・専門委員会レベルでの一元的な決定がなされることが多く、小規模な大学・学部では意思決定構造が複雑に入り組んで、朝令暮改的な不安定な意思決定がなされる可能性がある。

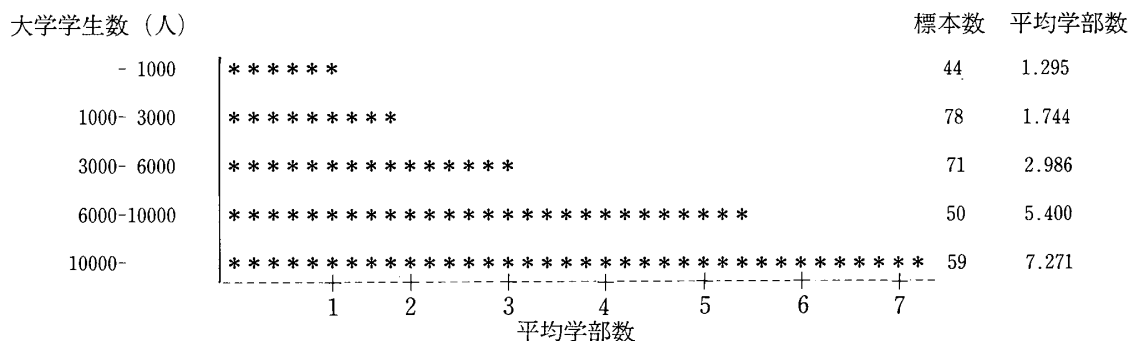
これらは、いずれもまだ試論的な段階にとどまっており、本格的な理論的展開や分析を必要とするが、ここでは概念の整理とメカニズムの示唆にとどめることとし、それらは後日の課題としたい。

注

- (1) 学部と学科の関係、学科と講座の関係も詳細にみればいくつかの類型に分けることができるかも知れないが、多くの場合学部の中に学科が並立し、学科の中に講座が並立するという形態をとると考えられるので、ここではこれ以上類型を細分しないことにする。
- (2) 1970年代の組織論においては、組織規模と組織分化・管理者比率などとの関係が重点的に取り

上げられ、組織構造論といった領域を形成していた。ここで設定した仮定1は、そのなかの主要な命題である（文献リスト→Blau and Schenherr 参照）。

次の図は、仮定1を傍証するために、大学規模が大きくなるにつれて学部数がどのように変化するかを示しているが、きれいな相関関係があるのがわかる。



(3) 規模要因の他に国公立の別といった制度的要因が類型の分布に影響する可能性がある。国公立やある種の学系では、小講座が一般的で講座がもっとも大きな主体性もつ場合が想定できるが、多くの私立大学などでとられている大講座方式では、講座の枠それ事態が不分明であるのにもなって講座の自主性は小さい、といった関係を考えることができるからである。

(4) ここで、「特別扱いはしない」という表現が意味するものと、「特別な配慮をしない」という表現が意味するものとの違いには注意が必要である。「特別扱いはしない」という表現は、障害者向けの「配慮をしない」という意味と、「健常者と同等の学習が出来るように配慮はするが、それ以上はしない」という意味の2つを含意しうる。前者は文字通り、何も配慮をしないことを意味するが、後者では、何らかの配慮はするが、それは過度にならない、という意味で「特別」でないのである。

(5) 調査では、障害種別を「両手機能全廃」「車椅子使用」「松葉杖使用」「全盲」「弱視」「ろう」「難聴」の7つに分けているが、このうち「松葉杖使用」「弱視」「難聴」を軽度障害、「両手機能全廃」「車椅子使用」「全盲」「ろう」を重度障害とみなして分析を行っている。

(6) われわれが以前に行った報告では、「規模が大きくなるほど受け入れ率が高くなる」と述べているが、ここで示した非線形の関係は以前に報告した結果と矛盾しない。以前に報告した結果を正確に表現すると、「学部（大学）の規模が大きくなるほど、その学部（大学）の障害者受け入れ率は高まる」となるが、ここで示したのは「大学の規模が大きくなるにつれて、その大学の中にある学部の受け入れ率は非線形に推移する」という結果であって、両者は明らかに別の側面からの分析になっているからである。

参考文献リスト

天野栄一・大西 哲・佐藤尚人・都築一治 1990年

『障害者の高等教育』に関する調査研究 流通経済大学社会学部論集 第1巻 第1号

Blau, P. M. and R. Schoenherr, 1971. The Structure of Organization, New York: Basic Books

藤井聡尚 1977年 「広島大学における盲人学生の受け入れ」『新時代』 No.29

- 石部元雄・渋沢久編 1982年 『障害児の進路指導』（ミネルヴァ書房）
- 大泉博 1982年 「障害者の高等教育について—本学における障害者受け入れ経過を中心として—」日本福祉大学社会科学研究所『研究所報』第23号
- おかだみちとし 1976年 「大学の門戸は開かれたけれど—障害者の大学進学をめざす第3次調査から—」『新時代』No.28
- 小川太郎編 1975年 『福祉・障害者・大学』（ミネルヴァ書房）
- 流通経済大学社会学部障害者教育問題研究会編 1990年
『障害者の高等教育に関する調査研究—第一次報告書—』流通経済大学出版会
- 社会事業学校連盟編 1988年 「社会福祉系学部のある大学での障害者受け入れ体制」『新福祉を学ぶ人のために』（全国社会福祉協議会）
- 渋沢久 1972年 「身体障害者と大学—在学の実態と入学試験における大学側の態度に—」11号
1973年 「身体障害者と大学（その2）—実態調査にみる入学試験、大学生活、就職などにおける問題点（肢体不自由者と聴覚障害者について）—」
- 日本進路指導協会『進路指導』第46巻 11号
- 筑波大学心身障害学系 1978年 「障害者の高等教育に関する研究」『心身障害学研究』第2巻